

2019 岐阜県豚コレラ対策検証報告

その8

県内 1 1 施設目 (山県市内農場)

県内 1 2 施設目 (山県市内農場)

県内 1 3 施設目 (美濃加茂市内農場)

県内 1 4 施設目 (恵那市内農場)

県内 1 5 施設目 (恵那市内農場)

2019年5月22日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}については、9月9日に豚コレラが患畜確定した後、感染が続き、県内11施設目(山県市内)、12施設目(山県市内)、13施設目(美濃加茂市内)、14施設目(恵那市内)、15施設目(恵那市内)で豚コレラの陽性が確認された。

- ・ 県内1施設目 岐阜市内農場【A農場】(9/9患畜)
- ・ 県内2施設目 岐阜市畜産センター公園(11/16疑似患畜)
- ・ 県内3施設目 岐阜県畜産研究所(12/5患畜)(美濃加茂市)
- ・ 県内4施設目 関市内農場【B農場】(12/10疑似患畜)(関市)
- ・ 県内5施設目 岐阜県農業大学校(12/15患畜)(可児市)
- ・ 県内6施設目 関市内農場【C農場】(12/25疑似患畜)
- ・ 県内7施設目 各務原市内農場【D農場】(1/29疑似患畜)
- ・ 県内8施設目 本巣市内農場【E農場】(1/30疑似患畜)
- ・ 県内9施設目 恵那市内農場【F農場】(2/6疑似患畜)
- ・ 県内10施設目 瑞浪市内農場【G農場】(2/19疑似患畜)
- ・ **県内11施設目 山県市内農場【H農場】(3/7疑似患畜)**
- ・ **県内12施設目 山県市内農場【I農場】(3/23疑似患畜)**
- ・ **県内13施設目 美濃加茂市内農場【J農場】(3/30疑似患畜)**
- ・ **県内14施設目 恵那市内農場【K農場】(4/9疑似患畜)**
- ・ **県内15施設目 恵那市内農場【L農場】(4/17疑似患畜)**

豚コレラが確認された県内11～15施設目の農場の防疫措置は適切であったのかを調査した結果、当該農場における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を提案する。

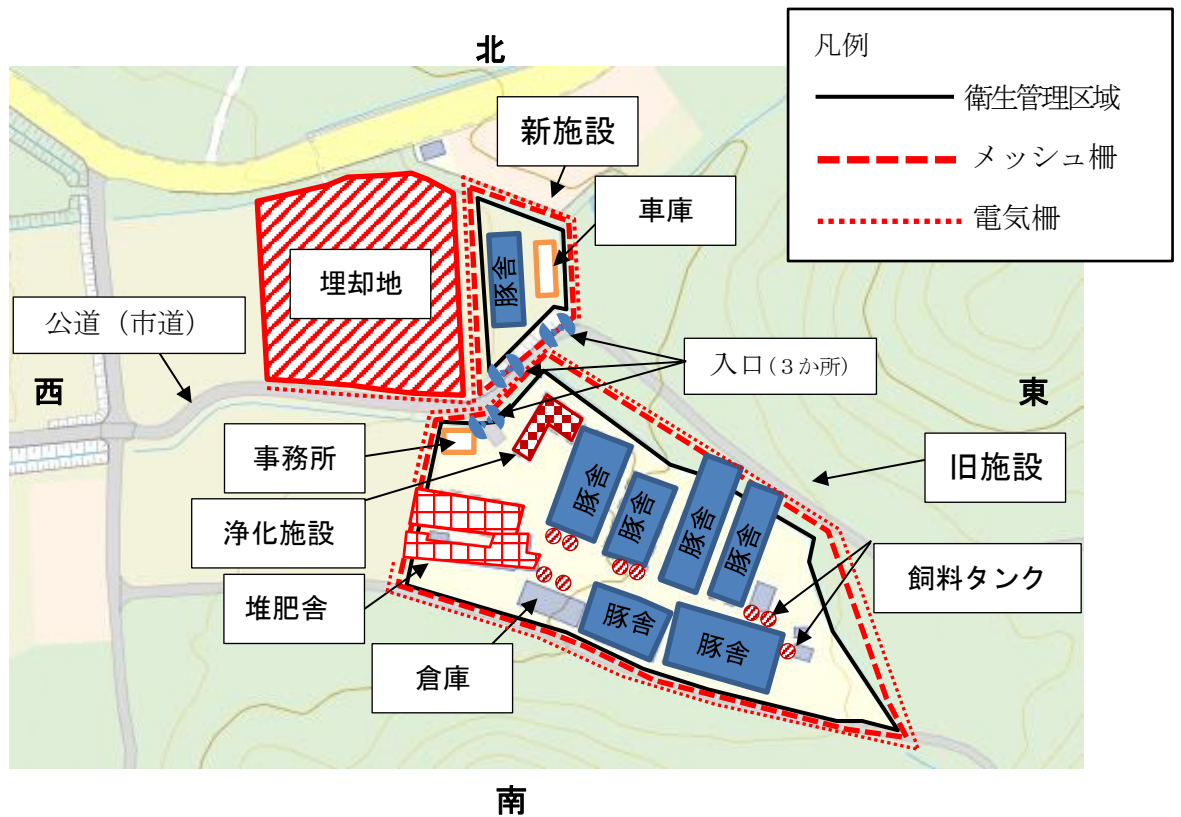
【検証項目】

- 1 山県市内農場【H農場】における防疫措置
- 2 山県市内農場【I農場】における防疫措置
- 3 美濃加茂市内農場【J農場】における防疫措置
- 4 恵那市内農場【K農場】における防疫措置
- 5 恵那市内農場【L農場】における防疫措置

1 山県市内農場【H農場】における防疫措置

事実関係

(1) 山県市内農場【H農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】

5名（農場主及びその家族）

【飼養状況】

計1,511頭（親豚137頭、子豚1,374頭）※3/7時点

山県市内農場（H 農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査は H31 以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A 農場）で豚コレラ発生（県内 1 施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目。岐阜市内）	
9/24(月)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内 2 施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内 3 施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B 農場）で豚コレラ発生（県内 4 施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内 5 施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C 農場）で豚コレラ発生（県内 6 施設目）	
12/31(月)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
1/5（土）	【立入検査】（他県獣医師） （個別の指摘事項なし）	
1/8（火）	【立入検査】（他県獣医師） （個別の指摘事項なし）	
1/11（金）	【立入検査】（他県獣医師） （個別の指摘事項なし）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D 農場）で豚コレラ発生（県内 7 施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E 農場）で豚コレラ発生（県内 8 施設目）	
2/2(土)	【立入検査】（他県獣医師） （個別の指摘事項なし）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F 農場）で豚コレラ発生（県内 9 施設目）	
2/15(金)	【立入検査】（国、県等） <ul style="list-style-type: none"> ・一部柵の下に隙間があるため、有刺鉄線を張るとよい。 ・消毒薬の希釈を適切に測るとよい。 ・宅配便の受渡方法を検討するとよい。 ・出荷トラック車庫に扉がないため、防鳥ネット等で対応するとよい。農場内の不要なものを片付けるとよい。 ・死亡豚の処理方法について検討。 ・出荷時に運転手がトラック荷台に乗り、従業員は荷台に乗らないようにするとよい。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・記録表を書きやすいように工夫するとよい。 ・来客用のシャワー導線（更衣場所等）や冬場の環境整備等改善の余地がある。 ・公道を挟んで衛生管理区域が分かれているため、公道横断の都度、長靴を履き替え、横断後の豚舎入場の際には更衣、靴交換を行うこと。 	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）で豚コレラ発生（県内10施設目）	
2/21(木)	と畜場（岐阜市）へ出荷（15頭）。 出荷予定豚検査で異常認めず。	
2/22(金)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、 2/15立入検査の結果について、文書で改善を依頼（県から発出）	
2/24(日)	と畜場（岐阜市）へ出荷（49頭）。 出荷予定豚検査で異常認めず。	
2/28(木)	と畜場（岐阜市）へ出荷（40頭）。 出荷予定豚検査で異常認めず。	
3/5(火)	2/15立入検査時の指摘事項に対する改善状況を電話で確認。（県中央家保） <ul style="list-style-type: none"> ・柵の下の隙間塞ぎ→早急に実施予定 ・出荷時のトラックへの積み込み作業→対応済 ・防鳥ネット→実施時期未定 ・ゴミの撤去→撤去中（終了時期未定） ・公道横断の長靴履き替え→未実施（順次実施したいとのこと） 	
3/6(水)	12:30 飼養者から、中央家畜保健衛生所へ連絡あり（昨日夜から母豚3～4頭の食欲が落ちている。） 13:30 中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施 15:25 当該農家へ移動自粛を要請	<ul style="list-style-type: none"> ・食欲が落ちている豚及び周囲の豚9頭から採血 ・体温 37.6～39.5℃ ・豚9頭の血液を県中央家保へ移送

	16:25 交差の恐れがあると畜場(岐阜市)への事前連絡 19:35 移動制限区域内農場(2農場)への事前連絡 搬出制限区域内農場(5農場)への事前連絡	• 21:30 県中央家保、PCR検査開始
3/7(木)	07:00 国との協議を経て疑似患畜と決定 移動制限区域内2農場へ移動制限を実施 搬出制限区域内5農場へ搬出制限を実施 10:15 殺処分開始	• 05:30 PCR検査結果 → 8頭陽性
3/8(金)	02:50 殺処分終了	
3/9(土)	07:30 防疫措置完了	

※当該農場(H農場)からの報告徴求によれば、2/1~3/6の死亡豚は0頭。
なお、1/5立入時点で1,400頭と報告され、3/7時点では1,296頭とのものであったが、この差(104頭)は出荷分とのこと。

※当該農場(H農場)における死亡豚数(2/1~3/6報告徴求で把握したもの)

日付	死亡豚数	死亡理由(農場主の判断)
2/1~3/6	0	

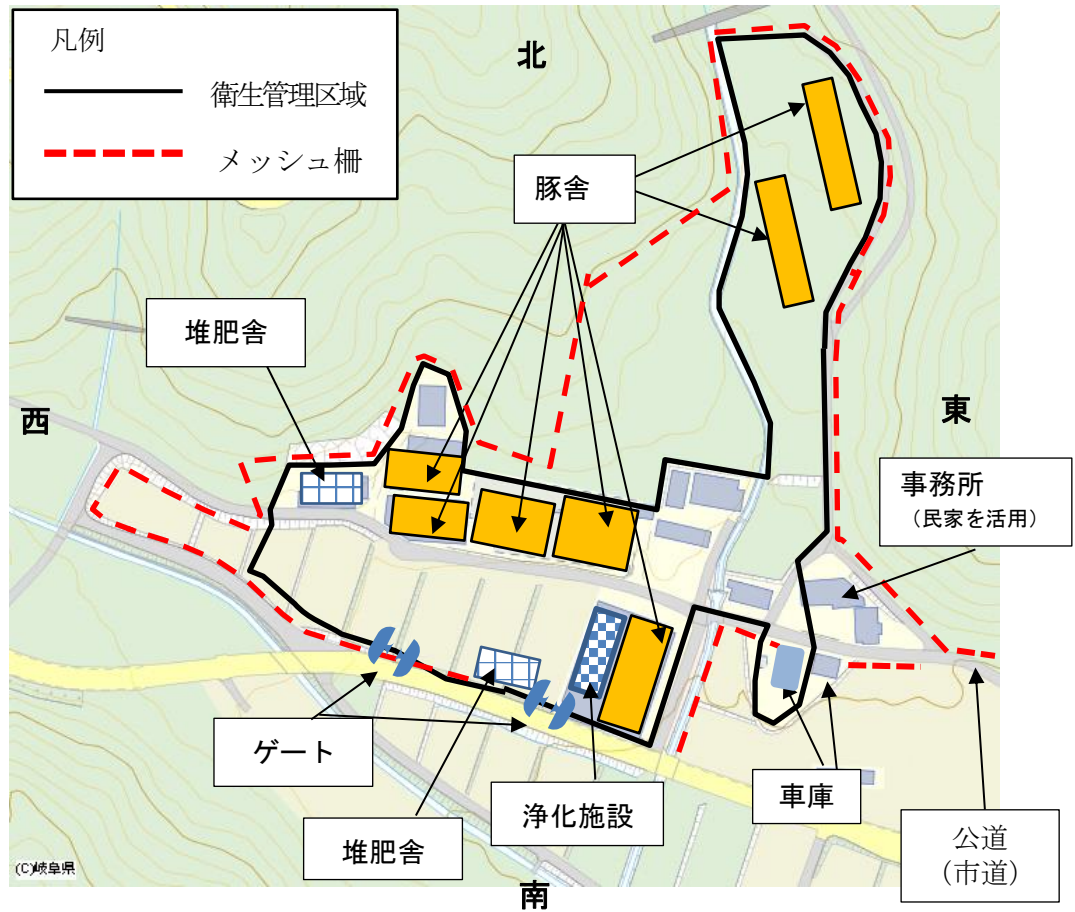
【山県市内農場（H農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 公道（市道）を挟み旧施設と新施設の2つの衛生管理区域が有る。それぞれ一連の作業施設を含んで設定し明確。 2区画ともワイヤーメッシュ柵または建物外壁で囲まれ、外側に電気柵を設置。 入口は3か所（旧施設1か所、新施設2か所）。全て移動式バリケードを設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は5名が実施。 入口バリケードには注意書きあり。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者以外（餌関係業者、ガス関係業者、消石灰運搬業者）に対して入口で噴霧器で消毒するよう注意書あり。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者は旧施設入口で消毒し長靴を履き、事務所に移動し、さらに農場専用の長靴、衣服、手袋を着用。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> 新施設へ移動する際、長靴は履き替えず、公道を横断。豚舎で専用長靴に履き替え（公道は毎日朝に消毒を実施）。 豚舎専用の長靴に履き替えている。 出入り業者は入口で車両消毒を実施し、防護服、手袋、長靴、マスクを着用。台帳に記録。これらは使用后、使用済カゴに入れるため、台帳と整合可能。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎の密閉度は高い。出入口には扉及びカーテン、窓にはカーテン及び防鳥ネットが設置されている。しかし、一部防鳥ネットが外れ、隙間あり。そのほか豚舎にネズミが侵入するとのこと。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水（井戸水）を利用。給水タンクに一時貯留。なお、当該タンクには沢水が一部混入。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）により堆肥化。

2 山県市内農場【I農場】における防疫措置

事実関係

(1) 山県市内農場【I農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】

7名

【飼養状況】

計2,034頭（親豚1,099頭、子豚935頭）※3/23時点

山県市内農場（I 農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査は H31 以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A 農場）で豚コレラ発生（県内 1 施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目。岐阜市内）	
9/23(日)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内 2 施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内 3 施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B 農場）で豚コレラ発生（県内 4 施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内 5 施設目）	
12/24(月)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
12/25(火)	★関市内の農場（C 農場）で豚コレラ発生（県内 6 施設目）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D 農場）で豚コレラ発生（県内 7 施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E 農場）で豚コレラ発生（県内 8 施設目）	
1/17(木)	【立入検査】 （県中央家保） <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域が一部不明瞭な箇所について、道路との境にペンキを使用し一般の人に対し境が分かるようにすること。 ・車両消毒の記録表を設置すること。 ・豚舎毎に専用服を着用すること。 ・豚舎の扉及び配管の一部に、下の部分の隙間があり、これを埋めること。 	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F 農場）で豚コレラ発生（県内 9 施設目）	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G 農場）で豚コレラ発生（県内 10 施設目）	
3/5(火)	【立入検査】 （国、県等） <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域内に公道及び公道に続く民家が含まれているので民家を区域外に設定し直すとともに、公道と衛生管理区域との境界が不明瞭な場所にカラーコーンを置くこと。また、農場内専用車両の駐車場が区域外にあるので、区域内に設定すること。 ・分娩舎の入気口や豚舎内で利用する器具機材置き場に防鳥ネットを設置すること。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷トラックへ豚を移動する場所の出入口のフェンス下に隙間があるので、隙間にメッシュを設置する等対応すること。 ・農場内のコンポストから堆肥置き場に運搬するダンプカーは区域への出入りの際に消毒を実施していないので洗浄・消毒すること。 ・コンポストから堆肥置き場までの通路に消石灰を散布すること。 ・豚舎専用の防護服・手袋を着用すること。 ・農場入口の動力噴射装置がある箇所の道路から民家までの道路に消石灰を散布すること。 ・資材庫と駐車場の区域と道路の境に消石灰帯を作ること。さらに、その向かい側の公道から農場に上がる通路についても入り口に消石灰帯を作ること。 	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）で豚コレラ発生（県内11施設目）	
3/13(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、3/5立入検査の結果について、文書で改善を依頼（県から発出）	
3/22(金)	<p>13:05 飼養者から、中央家畜保健衛生所へ連絡（母豚22頭の食欲が落ちている）。</p> <p>14:30 県中央家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p> <p>17:00 当該農家の関連農場（美山農場）へ移動自粛を要請。</p> <p>18:10 交差の恐れがあると畜場（関市）への事前連絡。</p> <p>18:20 交差の恐れがあると畜場（岐阜市）への事前連絡。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県中央家保、食欲が落ちている豚及び周囲の豚17頭から採血。 体温 35.7～41.4度

	19:20 移動制限区域内農場（1農場）への事前連絡、搬出制限区域内農場（7農場）への事前連絡。	
3/23(土)	08:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定。 移動制限区域内1農場へ移動制限を実施、搬出制限区域内7農場へ搬出制限を実施。 12:01 殺処分開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 22:00 PCR 検査開始 ・ 07:00 PCR 検査結果 → 17頭陽性
3/25(日)	22:15 殺処分完了	
3/26(月)	07:00 防疫措置終了	

※当該農場（I農場）における死亡豚数（3/1～3/22 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
3/1～3/22	0	

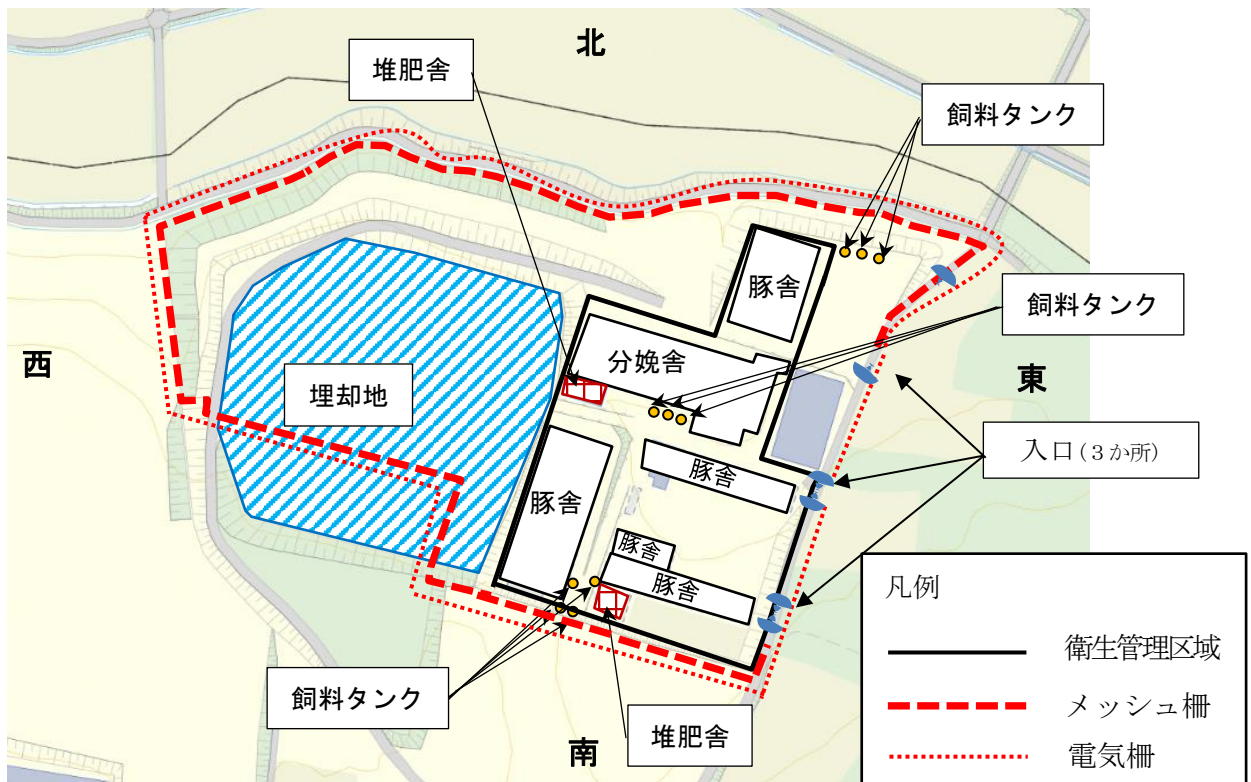
【山県市内農場（I農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内に公道（市道）があり、それぞれの区域がワイヤーメッシュ又は建物外壁で完全に囲まれていない。 区域内を通る市道から農場へ入る箇所にバリケード等は未設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は7名が実施。 入口バリケードには注意書きあり。 一般の人が堆肥を取りに入場するケース有り（衛生管理区域内に入らないような措置がなされている）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者以外（餌関係業者、ガソリン業者）に対して入口で噴霧器にて車両消毒のうえ、専用作業服、防護服、手袋、長靴を着用。 区域内の市道は消石灰を散布。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員は、区域外にある事務所でシャワーイン・アウトを実施している。 従業員は、シャワー後事務所内で作業着に着替え、農場専用の長靴を履き、手袋を着用（農場内の長靴は黄色、豚舎専用の長靴は白としている）。 豚舎入口に踏み込み消毒槽を設置、豚舎専用長靴あり（専用服、手袋未設置）。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎の密閉度は高い。出入口には扉、窓にはカーテン及び防鳥ネットが設置されている。 豚舎にネズミが侵入するため野良猫を農場内に放置。進入路は不明だが猫は豚舎にも侵入。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸水と沢水を混ぜ消毒して利用。貯水タンクを活用しているので野生動物の侵入は困難。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は同じ飼養者が経営する別農場で焼却。移動制限後はコンポストに入れて処理。

3 美濃加茂市内農場【J農場】における防疫措置

事実関係

(1) 美濃加茂市内農場【J農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】

2名

【飼養状況】

計674頭 (親豚55頭、子豚619頭) ※3/30時点

美濃加茂市内農場（J農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査は H31 以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
9/28(金)	■電気柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
12/29(土)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
1/3(木)	【出荷豚検査（30頭）】（県獣医師等）	県中濃家保による検査
1/8(火)	【立入検査・出荷豚検査（32頭）】 （県獣医師等） ・防鳥ネットの設置を検討すること ・ネズミを駆除する対策をとること	県中濃家保による検査
1/15(木)	【清浄性確認検査（50頭）】 （県獣医師等）	県中濃家保による検査
1/21(月)	【出荷豚検査（30頭）】 （県獣医師等）	県中濃家保による検査
1/25(金)	中濃家畜保健衛生所長名で、1/8立入検査の結果について、文書で改善を依頼 ・衛生管理区域に出入りの際の、専用衣服及び靴の使用、手指の洗浄または消毒、靴の消毒の実施 ・豚舎ごとの専用服及び専用靴を使用すること。 ・ワイヤーメッシュの設置について全周囲設置するよう計画を立てること。 ・豚舎内に野生動物を侵入させない対策（防鳥ネットの設置等）をとること。 ・豚舎内にネズミを侵入させない対策（ネズミ忌避剤の設置等）をとること。 ・畜舎等施設及び器具の清掃・消毒記録を作成すること。	

1/29(火)	★各務原市内の農場 (D 農場) で豚コレラ発生 (県内 7 施設目)	
1/30(水)	★本巣市内の農場 (E 農場) で豚コレラ発生 (県内 8 施設目)	
2/6(水)	★恵那市内の農場 (F 農場) で豚コレラ発生 (県内 9 施設目)	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場 (G 農場) で豚コレラ発生 (県内 10 施設目)	
3/7(木)	★山県市内の農場 (H 農場) で豚コレラ発生 (県内 11 施設目)	
3/15(金)	<p>【立入検査】 (国、県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・踏み込み消毒槽は2つ用意するとよい ・分娩豚房に入る場合は靴を履き替えたほうがよい。 ・餌業者用に運転席の足元用にビニール袋などを使用するとよい。 ・堆肥の中にも消石灰を入れるとよい (カラス除け)。 ・電気柵のみとなっている車両等の出入口について、イノシシ侵入防止のため早急に扉を設置すること。 ・豚舎のパドックが屋根もなく開放状態であるため、パドックの使用を当面停止し、屋根のある部分のみで飼養するとともに防鳥ネットを張ること。 ・道路に一番近い母豚舎の豚房での豚の飼養を控えること。 ・こぼれている餌に野生動物が近寄らないよう飼料タンクの下に消石灰を撒いておくこと。 ・豚を歩かせて豚舎間を移動させる際は、消石灰や消毒液により移動経路を十分に消毒すること。 	
3/20(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、3/15 立入検査の結果について、文書で改善を依頼 (県から発出)	
3/23(土)	★山県市内の農場 (I 農場) で豚コレラ発生 (県内 12 施設目)	
3/29(金)	<p>11:25 飼養者から、中濃家畜保健衛生所へ連絡 (29日朝に、5頭の豚が死んでいる。27日から熱はないが、咳をする豚がいる)</p> <p>12:15 中濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡豚5頭を確認 ・死亡豚の同居豚体温

	<p>14:00 死亡豚5頭、豚15頭の血液を中央家畜保健衛生所へ移送</p> <p>14:40 交差の恐れがあると畜場（関市）への事前連絡</p> <p>19:05 搬出制限区域内農場（2農場）への事前連絡</p> <p>21:05 愛知県へ事前連絡</p>	<p>39.0～41.4℃</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡豚の同居豚15頭から採血 15:00 剖検開始（死亡豚5頭） 23:00 PCR検査
3/30(土)	<p>8:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定、搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施。</p> <p>11:03 殺処分開始</p> <p>21:30 殺処分完了</p>	<ul style="list-style-type: none"> 7:00 PCR検査結果 → 20頭陽性
3/31(日)	15:30 防疫措置終了	

※当該農場（J農場）における死亡豚数（3/1～3/29 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
3/1～3/29	0	

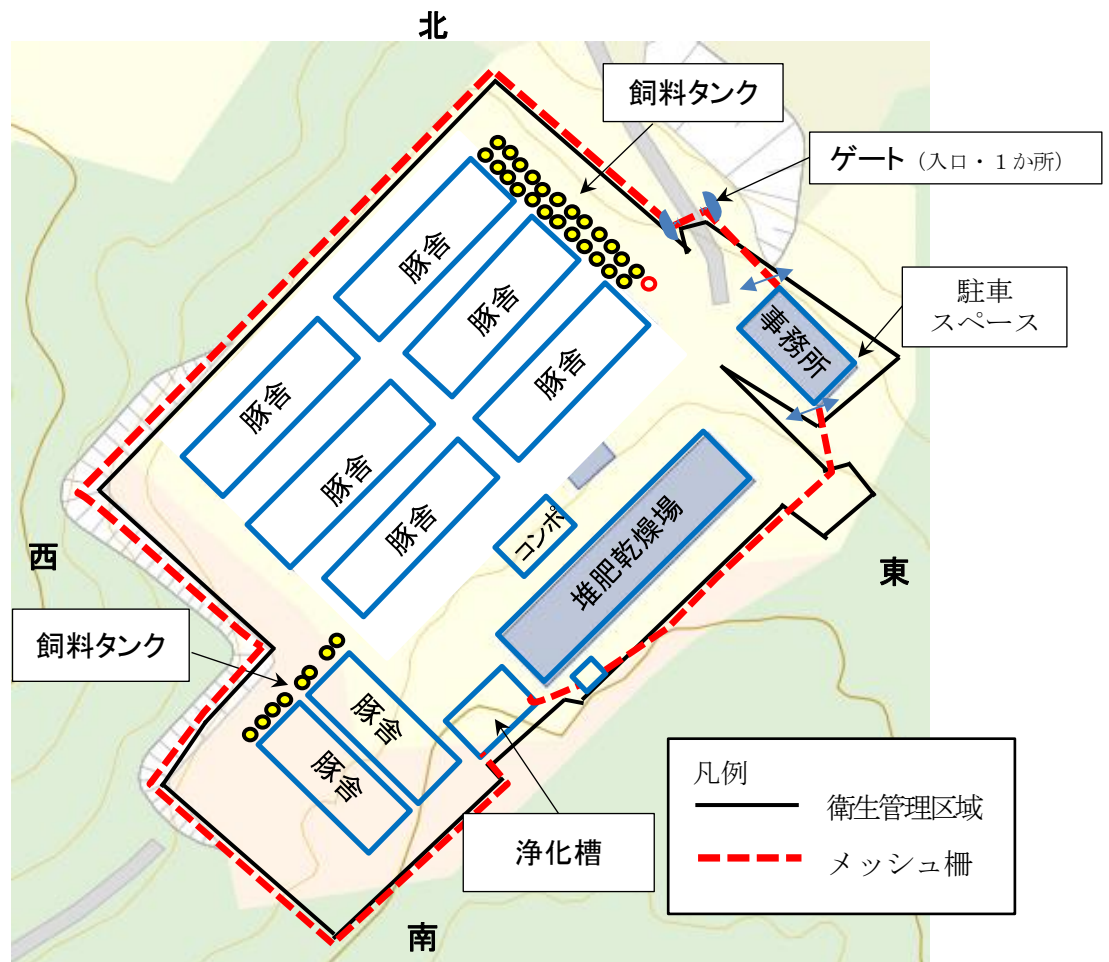
【美濃加茂市内農場（J農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 一連の作業施設を囲んで設定されているが一部堆肥を区域外に野積みしている。 周囲は山林のため衛生管理区域より広めにワイヤーメッシュ又は電気柵を設置。 入口3ヶ所のうち、母豚舎付近2ヶ所は扉を設置、一方、肥育舎側1か所は扉が無く、取り外し可能な電気柵のみ設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は2名が実施。担当豚舎は別々。 農場入口手前の道路脇にスプレーで車両停止サインを明示、注意を促している。 農場内への立入者は、立入台帳で管理。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者以外（餌関係業者、JA関係者）に対して農場入口付近市道で噴霧器にて車両消毒を実施。 JA関係者（出荷時手伝い）は、農場専用の服、長靴に着替え。 餌関係業者は農場専用の長靴を着用。 区域に隣接する市道には消石灰を散布。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者2名は、区域外の入口から自宅に入り農場専用の衣服、長靴に着替え、区域内側の自宅出口から農場に入る（2名の出入口は別々）。 豚舎入口に踏み込み消毒槽を設置、豚舎専用の作業衣・長靴・手指消毒薬あり。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 豚舎の密閉度は低い。分娩舎の一部や肥育舎には壁がなく、ブルーシートで覆われているが、隙間や破れ箇所があった。 パドックは防鳥ネットもなく開放状態。
<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与 	<ul style="list-style-type: none"> 井戸水（未消毒）と水道水を利用。
<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置 	<ul style="list-style-type: none"> 死体は堆肥に混ぜて発酵処理していた。 堆肥は衛生管理区域内の堆肥舎のほか、区域外にも野積みをしていた。 堆肥の場外への持ち出しはしていない。

4 恵那市内農場【K農場】における防疫措置

事実関係

(1) 恵那市内農場【K農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】

4名（農場従業員）※この他、役員2名が時折従事

【飼養状況】

計4,086頭（親豚0頭、子豚4,086頭）※4/9時点

恵那市内農場（K農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策 ※立入検査はH31以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/13(土)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
1/17(木)	【立入検査】 （県東濃家保） ・衛生管理区域入口及び各畜舎入口に手指の消毒を設置すること。 ・着替え前後の服の保管場所を区分けするなど交差汚染を防止すること。 ・ネット等により、堆肥舎への野生動物の侵入防止対策をすること。 ・他の農場から豚を導入する際に豚の健康状態を記録として残しておくこと。	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）で豚コレラ発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）で豚コレラ発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）で豚コレラ発生（県内9施設目）	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）で豚コレラ発生（県内10施設目）	
3/6(水)	【立入検査】 （国、県等） ・農場入口の交差汚染防止のため入口の消石灰帯を幅、長さともに拡大すること。 ・他の農場から豚を導入する際に、豚の健康状態を記録として残しておくこと。	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）で豚コレラ発生（県内11施設目）	
3/13(水)	農林水産省豚コレラ現地対策本部名で、3/6立入検査の結果について、文書で改善を依頼（県から発出）	
3/23(土)	★山県市内の農場（I農場）で豚コレラ発生（県内12施設目）	

3/27(水)	【立入検査】 (国、県等) ・3/6 立入検査時の指摘事項が改善されたことを確認	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場 (J農場) で豚コレラ発生(県内13施設目)	
4/8(月)	11:40 飼養者から、県東濃家畜保健衛生所へ連絡 (飼養豚に高熱の豚が数頭、チアノーゼを呈する豚が3頭いる。) 13:00 県東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。 14:20 チアノーゼを呈する豚2頭、起立困難な豚1頭及び同居豚15頭の血液を県中央家畜保健衛生所へ移送 15:18 名古屋市中央卸売市場南部市場へ出荷している旨を愛知県へ連絡 22:00 搬出制限区域内農場 (2農場) への事前連絡	・県東濃家保、チアノーゼを呈する豚2頭を確認。 同居豚15頭から採血。 体温 37.8~41.6℃ (うち1頭は起立困難) ・23:00 PCR検査開始
4/9(火)	08:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定。搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施。 10:00 当該農場へ豚を出荷及び当該農場より豚を導入した農場 (同一農場) への立入り検査を実施 11:18 殺処分開始	・07:00 PCR検査結果 →14頭陽性
4/11(木)	07:47 殺処分完了 17:00 防疫措置完了	

※当該農場（K農場）における死亡豚数（3/9～4/8 報告徴求で把握したもの）

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
3 / 9	2	胃腸病
3 / 10	1	肺炎疑
3 / 11	1	ヘルニア
3 / 12	2	不明（鼻血後あり）
3 / 16	1	発育不全
3 / 18	1	尾かじり
3 / 20	1	痩せ気味で蒼白
3 / 22	5	発育不全3、肺炎1、 発育不良淘汰1
3 / 24	1	ヘルニア破裂
3 / 26	1	肺炎疑
3 / 29	2	胃腸病1、肺炎疑1
4 / 1	1	肺炎疑
4 / 2	1	肺炎疑
4 / 4	1	肺炎疑
4 / 5	2	発育不全1、ヘルニア破裂1
4 / 7	3	胃腸病疑2、発育不全1
4 / 8	4	慢性肺炎疑1、（中央家保搬入3）

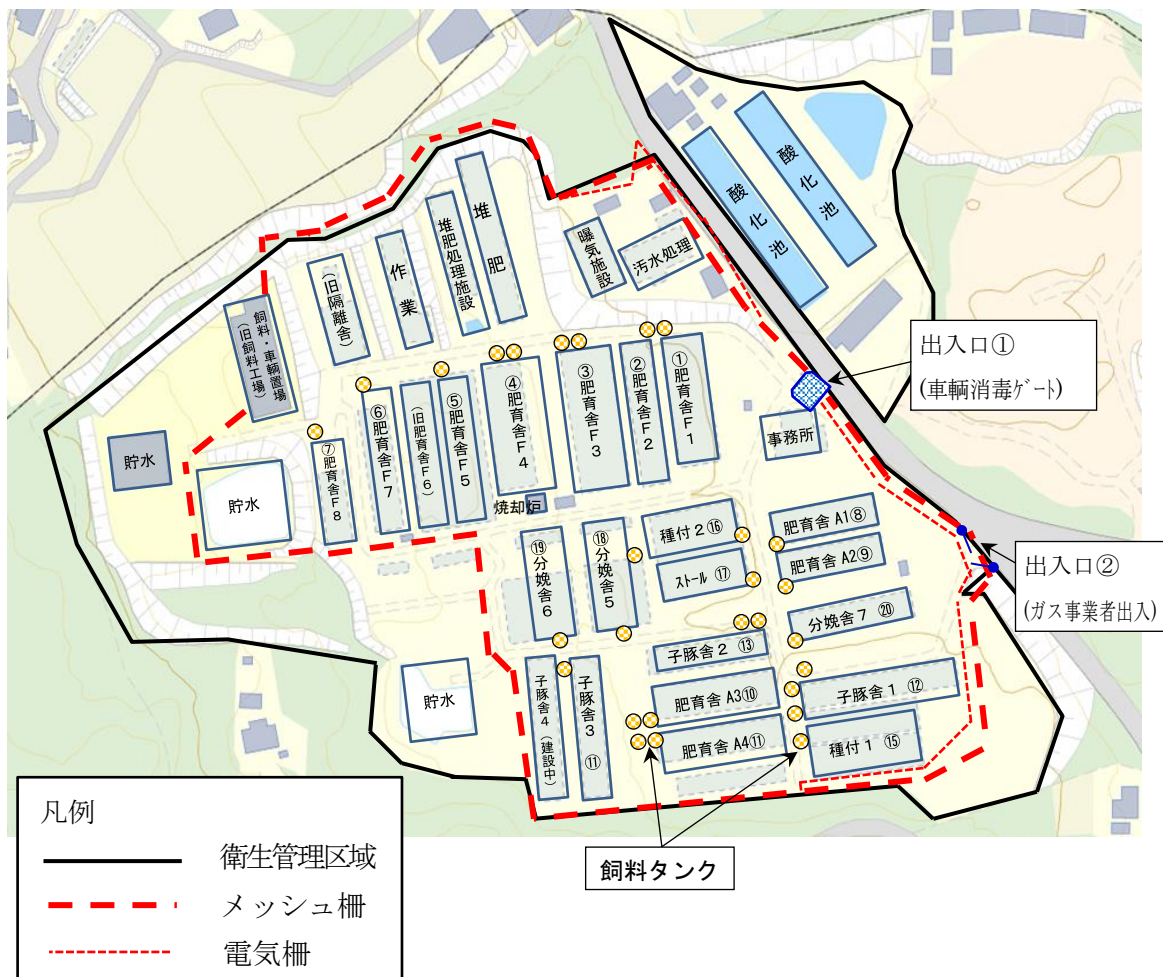
【恵那市内農場（K農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域内はワイヤーメッシュで囲まれているが、一部囲まれていない部分があった（浄化槽部分）。 電気柵は設置していない。 区域内を通る公道から農場へ入る箇所にバリケードを設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養は主に4名が実施。 入口バリケードには進入禁止の注意書きあり。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 農場へ通ずる道路には消石灰を散布。 飼養者以外（餌関係、ガス関係業者）に対して入口で噴霧器で車両消毒を実施。 車両消毒後、ワイヤーメッシュの開閉部分を通行し、メッシュの外側にある駐車スペースに駐車。従業員はここで降車し、再びメッシュ開閉部分を通行し、メッシュ内側に入る。仮にメッシュが設置されていない駐車スペースに野生動物が侵入していたとすると作業服、長靴を着用するまでの区域で交差の恐れがある。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員は、区域内にある事務所でシャワーイン・アウトを実施している。その後、事務所内で作業着に着替え、農場専用の長靴を履き、手袋を着用（長靴は豚舎通路用、豚舎内用あり）。 豚舎入口に踏み込み消毒槽を設置、豚舎専用長靴あり（専用服は未設置）。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止
	<ul style="list-style-type: none"> 飲料に適した水の給与
	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置

5 恵那市内農場【L農場】における防疫措置

事実関係

(1) 恵那市内農場【L農場】全体図



(2) 農場概要

【飼養者】

13名（農場従業員・パート1名含む）

【飼養状況】

計9,628頭（親豚905頭、子豚8,723頭）※4/16時点

恵那市内農場（L農場）の対応の推移

■は豚コレラ事案発生後新たに実施した防疫対策

※立入検査は H31 以降のみ記載

日付	農場の対応	備考
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場（A農場）で豚コレラ発生（県内1施設目）	
9/14(金)	★野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内1頭目。岐阜市内）	
10/13(土)	■ワイヤーメッシュ柵を設置	
11/16(金)	★岐阜市内の岐阜市畜産センターで豚コレラ発生（県内2施設目）	
12/5(水)	★美濃加茂市内の県畜産研究所で豚コレラ発生（県内3施設目）	
12/10(月)	★関市内の施設（B農場）で豚コレラ発生（県内4施設目）	
12/15(土)	★可児市内の県農業大学校で豚コレラ発生（県内5施設目）	
12/25(火)	★関市内の農場（C農場）で豚コレラ発生（県内6施設目）	
1/14(月)	【立入検査】（県東濃家保） （個別の指摘事項なし）	
1/29(火)	★各務原市内の農場（D農場）で豚コレラ発生（県内7施設目）	
1/30(水)	★本巣市内の農場（E農場）で豚コレラ発生（県内8施設目）	
2/6(水)	★恵那市内の農場（F農場）で豚コレラ発生（県内9施設目）	
2/18(月)	【立入検査】 （国、県等） <ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理区域の区分けが一部不明確であるため、改善すること。 ・建物付近や床部とワイヤーメッシュの間の隙間がある等しており、定期的に補修、修繕を行うこと。 ・車両消毒ゲートが老朽化しているため、動力噴霧器による消毒を推奨。 ・車両消毒槽の消毒液を頻繁に交換すること。 ・出荷車両の荷台消毒及び運転席マットを複数枚化し、消毒及び交互使用を推奨。 ・事務所内がワンウェイ化しておらず、場内外で履物が交差しているため、事務所内を土足禁止化することを推奨。 ・飼料タンク下にこぼれた餌を頻繁に除去すること。 ・飼料倉庫の壁と地面の隙間をなくし、藪を刈り、見通しをよくすることを推 	

	<p>奨。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚の飲用水消毒について貯水池への消毒投入に加え、ポンプに消毒滴下装置を設置、毎日の残留塩素チェックを推奨。 ・衛生管理区域外の貯水池の入退に専用長靴を配置すること。 ・豚舎の長靴消毒槽は豚舎内に配置し、専用長靴も豚舎内に保管することを推奨。 ・豚舎周辺に消石灰をさらに撒くこと。 ・防鳥ネットを適切に設置するよう提案。 ・豚舎間の母豚移動を徒歩から、トラックやケージによる方法の導入を提案。 ・徒歩移動の場合は、豚の足を十分に消毒すること。 	
2/19(火)	★瑞浪市内の農場（G農場）で豚コレラ発生（県内10施設目）	
3/7(木)	★山県市内の農場（H農場）で豚コレラ発生（県内11施設目）	
3/21(木)	<p>【立入検査】（県等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2/18 指摘事項に係る改善状況を確認。 ・繁殖チームと肥育チームが使用する更衣室内のワンウェイ化が不十分であり、今後の対応を検討すること。 ・豚舎間等、場内の除草が不完全な箇所の除草を実施すること。 ・野生動物の忌避効果を狙い、ワイヤーメッシュに沿って消石灰を定期撒布すること。 ・一部防鳥ネットの隙間や豚舎壁面の破損、ドアの閉鎖不良等、不完全箇所について修理・改善すること。 ・母豚移動の際に撒布した消石灰帯と子豚移動車や飼料運搬車が交差しないよう作業時間を検討すること。 ・母豚移動後の農場内通路上の糞を除去すること。 ・母豚の徒歩移動を感染の最大リスクと 	

	<p>捉え、動通路の消石灰撒布の徹底、豚の足や下腹部の消毒徹底の継続を推奨。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内更衣室の整理整頓を促進し、私物と農場内物品を交差させないこと。 ・弁当等農場内持込み物品の消毒のため、紫外線パスボックスの設置検討を推奨。 ・母豚の屋外移動について、車輛やカゴによる移動の継続、あるいは屋根付移動通路の建設検討を推奨。 ・5月連休明けまで現状の防疫対策維持を推奨。 ・オールインオールアウトの豚の流れ、グループシステムの導入など生産性の改善を助言。 	
3/23(土)	★山県市内の農場 (I 農場) で豚コレラ発生 (県内 1 2 施設目)	
3/30(土)	★美濃加茂市内の農場 (J 農場) で豚コレラ発生 (県内 1 3 施設目)	
4/5(金)	<p>【立入検査】 (国、県等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3/21 指摘事項に係る改善状況を確認。 ・飼料運搬車のドライバー 1 名が場内で外靴で作業していたため、関係者全員に周知徹底すること。 	
4/16(火)	<p>13:45 飼養者から、県東濃家畜保健衛生所へ連絡 (出荷予定の豚 3 頭が死亡。うち 2 頭せき症状、1 頭発育不良。同居豚 1 頭の体温 41℃) 当該農家に移動自粛を要請</p> <p>14:30 交差の恐れがあると畜場への事前連絡</p> <p>15:00 県東濃家畜保健衛生所職員が農場へ立入検査を実施。</p> <p>16:00 1 3 頭分の血液及び死亡豚 3 頭を中央家保へ移送</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県東濃家保、同居豚 1 3 頭の体温測定及び採血を実施。 (体温 40℃以上 : 1 3 頭中 3 頭・チアノーゼなし)

	<p>22:40 名古屋市中央卸売市場南部市場へ出荷している旨を愛知県へ連絡</p> <p>22:00 移動制限区域内農場（1農場）及び搬出制限区域内農場（2農場）への事前連絡</p>	
4/17(水)	<p>10:50 制限区域内農場（1農場）への事前連絡</p> <p>11:00 国との協議を経て、疑似患畜と決定 移動制限区域内2農場へ移動制限を実施 搬出制限区域内2農場へ搬出制限を実施 発生農場と交差の恐れがある農場（3農場）に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限 交差の恐れがあると畜場の事業を制限場）への立入り検査を実施</p> <p>14:30 殺処分開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 01:30 PCR 検査開始 ・ 09:30 PCR 検査結果 → 9頭陽性
4/20(土)	08:00 殺処分完了	
4/22(月)	08:00 防疫措置完了	

※当該農場（L農場）における死亡豚数（3/17～4/16 報告徴求で把握したもの）

肺炎疑：肺炎確定、PRRS 疑、へコへコ病含む

発育不良等：発育不良、衰弱、下痢、圧死、突然死、難産死

日付	死亡豚数	死亡理由（農場主の判断）
3/17	13	死産5、肺炎疑3、発育不良等5
3/18	19	死産6、肺炎疑4、発育不良等9
3/19	15	死産2、肺炎疑5、発育不良等8
3/20	15	死産2、肺炎疑4、発育不良等9
3/21	14	死産4、肺炎疑3、発育不良等7
3/22	20	死産8、肺炎疑6、発育不良等6
3/23	22	死産14、肺炎疑3、発育不良等5
3/24	9	死産6、肺炎疑1、発育不良等2
3/25	17	死産6、肺炎疑4、発育不良等7
3/26	12	死産4、肺炎疑3、発育不良等5
3/27	17	死産8、肺炎疑3、発育不良等6
3/28	8	死産4、肺炎疑2、発育不良等2
3/29	12	（詳細不明）
3/30	13	死産7、肺炎疑1、発育不良等5
3/31	8	死産6、肺炎疑2
4/1	20	死産7、肺炎疑8、発育不良等5
4/2	15	死産8、肺炎疑2、発育不良等5
4/3	15	死産4、肺炎疑5、発育不良等6
4/4	10	死産4、肺炎疑2、発育不良等4
4/5	13	死産8、発育不良等5
4/6	10	死産2、肺炎疑1、発育不良等7
4/7	14	死産5、肺炎疑1、発育不良等8
4/8	17	死産8、肺炎疑1、発育不良等8
4/9	29	死産15、肺炎疑1、発育不良等13
4/10	25	死産12、発育不良等13
4/11	16	死産1、肺炎疑1、発育不良等14
4/12	18	死産8、肺炎疑4、発育不良等6
4/13	15	（詳細不明）
4/14	19	死産2、肺炎疑9、発育不良等8
4/15	37	死産24、肺炎疑1、発育不良等12
4/16	36	死産20、肺炎疑5、発育不良等11

【恵那市内農場（L農場）：飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

飼養衛生管理基準の主なもの	農場の対応
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地全体を衛生管理区域としているが、ワイヤメッシュは区域全体を網羅していない。 ワイヤメッシュ外側（区域内）にいのししの生息痕あり（フン、足跡）。 電気柵は、過去にいのしし出現が頻発した箇所にもみ設置。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域への必要のない者への立入りの制限 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養には13名が従事（従業員）。 出入口は2箇所。①車輛消毒ゲート付の出入口と②ガス業者が使用する出入口。 ゲートには進入禁止の注意書きあり。 ①のゲートでは入退管理や立入時の消毒を実施しているが、②の出入口は入退及び消毒の管理がなされていない。 荷物等配送業者や堆肥希望者等は、場内への進入を制限。（①のゲート外待機）
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> 農場へ通ずる道路には消石灰を散布。 場内に入る車輛は、車輛消毒ゲートにおいて車輛消毒槽の通過による車体下部消毒及び噴霧器による車輛消毒を実施。 ガス業者出入口は、消毒設備がなく、未消毒のガス運搬車両と場内作業用車輛等と交差の可能性あり。
<ul style="list-style-type: none"> 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置及び使用 	<ul style="list-style-type: none"> 飼養者は、車輛消毒ゲート横のシャワー消毒室を通過のうえ、出入口脇の事務所で場内作業着及び長靴に着替えて入場。 ただし、事務所内のワンウェイ化や担当部門ごとの動線分離は未実施。 豚舎毎に専用長靴、作業着、踏込消毒槽、手指消毒を設置。ただし、専用長靴は豚舎外で保管しており管理不備。
<ul style="list-style-type: none"> 野生動物等からの病原体の侵入防止 	
<ul style="list-style-type: none"> 給餌設備、給水設備等への野生動物（ねずみ、野鳥等）の排せつ物等の混入の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には防鳥ネット等により対策が講じられていたが、建物との隙間や壁の破損など不備あり。 貯水池は屋根、ネット等なし。（露天） 飼料タンク下部からこぼれた餌の除去及

	び消石灰撒布を実施。
・飲料に適した水の給与	・貯水池の沢水を消毒滴下装置等で消毒して豚舎へ給水。
・家畜の死体の保管場所への野生動物の侵入防止のための措置	・死体は区域内の焼却炉で焼却処分を実施。

6 発生農場における課題と県の今後の取り組み

課題1【山口市H農場】

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 全般的に飼養衛生管理基準に沿った運用を実施しているが、2つの衛生管理区域の間を通る公道を横切る際、長靴を履き替えていなかった。公道部分は毎朝消毒するとのことであるが、飼養衛生管理基準上、衛生管理区域に入る都度、長靴を履き替えることが適切である。

(野生動物対策)

- ・ 豚舎はカーテンシートと防鳥ネットで覆われているが、一部防鳥ネットが外れ、隙間があった。

(一輪車の消毒の徹底)

- ・ 一部手給餌しているが、外の餌タンクで一輪車に餌を積み込み、その一輪車を消毒しない状態で、豚舎に入っていた。一輪車は使用する前に地面に触れる部分を消毒しているとのことであるが、ウイルスを豚舎に入れないという意味で、豚舎外から豚舎に入る際に消毒することが望ましい。

(死亡豚の報告)

- ・ 死亡豚について、県への報告徴求(2/1~3/6)では0頭として報告されていた。しかし、2月中旬に流産(=死産)があったとのことであり、正確な報告を徹底していない事例があった。

課題2【山口市I農場】

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 衛生管理区域内を公道が横切り、そのため衛生管理区域が不明瞭な部分があった。不明瞭な部分にカラーコーンを置くなど明瞭にする必要がある。

(野生動物対策)

- ・ 衛生管理区域内に公道があるため、完全にワイヤーメッシュで囲うことができず、野生動物が農場内に侵入できる状態であった。

(死亡豚の報告)

- ・ 死亡豚について、県への報告徴求(2/1~3/6)では0頭として報告されていた。しかし、H31年以降も流産(=死産)があったとのことであり、正確な報告を徹底していない事例があった。

課題3【美濃加茂市J農場】

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 衛生管理区域内に堆肥舎はあるが、堆肥の一部は衛生管理区域外に野積みしていた（ワイヤーメッシュ及び電気柵による囲いはされていた）。一連の作業施設を囲んで設定されることが望ましい。
- ・ 出荷頭数は管理しているが、平時の全頭数（出産、死亡等）は正確に管理しておらず、家畜保健衛生所等から要請があった際にカウントしていた。

(野生動物対策)

- ・ 母豚舎及び雄豚舎はパドックとつながっており、開放状態であるため、野鳥が容易に侵入できる状態である（防鳥ネットは設置予定であった）。
- ・ 肥育舎はブルーシートで覆われ上部は換気のため隙間がある。その隙間は防鳥ネットで覆われていたが、一部、シートと防鳥ネットが外れていた。また、分娩舎は一部で壁がなかった。壁がない部分はブルーシートで覆われていたが隙間があり、シートが破れている箇所もあった。

(豚の飼料)

- ・ 基本的には配合飼料を給与しているが、衛生管理区域外の自分の畑で育てた草を混ぜて給与することがあった。

(一輪車の消毒の徹底)

- ・ すべて手給餌しており、豚舎外の餌タンクで一輪車に餌を積み込み、そのまま一輪車を消毒しない状態で豚舎に入れていた。ウイルスを豚舎に入れないという意味で、豚舎外から豚舎に入る際に消毒することが望ましい。

(死亡豚の報告)

- ・ 死亡豚について、県への報告徴求（2/1～3/6）では0頭として報告されていた。しかし、通常時の出産においても、流産（＝死産）があったとのことであり、正確な報告を徹底していない事例があった。

課題4【恵那市K農場】

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ 車両を消毒後、ワイヤーメッシュの開閉部分を通行し、ワイヤーメッシュ外側にある駐車スペースに駐車しており、従業員はここで降車し再びワイヤーメッシュ開閉部分を通行し、ワイヤーメッシュ内側に入る。仮にワイヤーメッシュが設置されていない駐車スペースに野生動物が侵入していたとすると、作業服、長靴を着用するまでの区域で交差の恐れがあるのではないか。

(野生動物対策)

- ・ 衛生管理区域に一部ワイヤーメッシュで囲まれていない部分があった（浄化槽部分）。ここに小動物侵入の可能性があるのではないか。（ワイヤーメッシュのすぐ外側にイノシシが現れた痕跡、小動物の頭部の骨も確認された）。

(豚の健康確認)

- ・ 他の農場から豚を導入する際に、導入する豚の健康状態の確認記録を残していなかった。

課題5【恵那市L農場】

(飼養衛生管理基準の遵守状況)

- ・ ガス業者に対して農場の入退管理がされておらず、ガス運搬車両の消毒も未実施であった。ガス運搬車両と場内作業車両（農場所有）は導線が交差しており、ウイルスの交差の恐れがある。
- ・ メインの出入口に設けられた車両消毒槽は、立入時は泥等で混濁しており、消毒効果が十分でない可能性があった。ただし、新たに動力噴霧器を設置し、人力での車両消毒は徹底していた。
- ・ 従業員の更衣室（事務所内）のワンウェイ化や部門毎の導線分離は未実施であった（建物の改修等を要するため対応を検討していたとのこと）。

(野生動物対策)

- ・ 主要な構造物はワイヤーメッシュで囲まれているが、一部豚舎は壁の破損等による隙間があったほか、防鳥ネットがない豚舎もあり、小動物や野鳥の侵入の可能性がある（ワイヤーメッシュの外側ではあるが、飼養衛生管理区域内にいのししの生息痕を立入時に確認）。

課題6【全般的に共通するもの】

(豚舎毎の専用服の使用) ※J、L農場を除く

- ・ 「野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域」においては豚舎毎の専用服の使用を求められている（平成30年12月20日付動物衛生課長通知、30消安第4654号）ため、豚舎専用服及び手袋の着用を進める必要がある。

(死体処理)

- ・ 豚の死体は、急速醗酵堆肥化装置（コンポスト）及び堆肥舎で処理していたほか、衛生管理区域内の一角で焼却処理をしていた事例もあった。この点、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に関する確認が必要である。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

【継続して徹底する点】

(飼養衛生管理基準の遵守)

- ・ 4月2日には中部空港で感染力のあるアフリカ豚コレラウイルスが初めて確認された。ワクチンや治療方法がなく、致死率が高いこのウイルスの侵入に予断を許さない状況が続いている。

引き続き、国の飼養衛生管理基準の遵守について、国とも連携し、定期的な立ち入り検査における点検の徹底を図り、豚コレラウイルスの侵入防止を図る。

第一段階として「衛生管理区域に豚コレラウイルスを侵入させないこと」
第二段階として「豚舎に豚コレラウイルスを侵入させないこと」

の二重の防護を念頭に、特に以下の項目の徹底を図る。

(1) ウイルスを侵入させない区域設定と防護柵・防鳥ネット

ウイルス侵入防止の観点から衛生管理区域が適切かどうか点検を徹底する。また、人や野生動物の侵入防止措置の徹底を図る。

(2) 人・車両の洗浄と消毒の徹底

十分な消毒効果を得るためには、長靴や車両タイヤの溝等の汚れ(フンや泥等)をしっかりと洗浄した後に消毒することが重要であることから、長靴と車両の適切な洗浄及び消毒を徹底する。

(3) モノの洗浄・消毒の徹底

豚舎外で使用する飼料運搬用一輪車などの飼養管理器具について、やむを得ず豚舎へ持ち込む場合には洗浄・消毒を徹底するとともに、豚房には入れないなどの運用を徹底する。

(4) 豚舎毎の専用服着用

「野生いのししで豚コレラ陽性が確認されている地域など、野生動物による病原体の侵入の危険性が考えられる地域」においては防疫上有効と考えられるため、豚舎毎の専用服の着用を徹底する。

(正確な全頭把握・死亡豚の報告、及び迅速な立入検査)

- ・ 飼養豚の異変の把握、共有は豚コレラウイルスの拡散を防ぐための初動対応に不可欠である。各農場に対して死因を問わず、死亡した豚(死産、圧死等を含め)について漏れなく報告するよう徹底を図る。

